

SEINENHORITSUKA 青年法律家

発行 青年法律家協会弁護士学者合同部会
Japan Young Lawyers Association
Attorneys and Academics Section

№473
2010・7・25

〒160-0004 東京都新宿区四谷2-2-5 小谷田ビル5階
TEL 03 (5366) 1131(代) FAX 03 (5366) 1141
青法協H.P <http://www.seihokyo.jp>

第14回人権研究交流会まであと2カ月—集会参加とチケット普及に総力を!

シリーズ 格差・貧困問題③

- 老齢加算廃止は不当、福岡高裁で逆転勝訴—福岡生存権裁判 小川威亜
- 最高裁に向けてガチンコ対決—世田谷国公法事件・東京高裁判決 亀井真紀
- 水色のTシャツが仙台の繁華街を埋め尽くした給費制仙台集会 渡部容子
- 明石歩道橋事件の検察審査会強制起訴議決について 辰巳裕規
- 法人間の雇用継続を認め、雇止め無効の判決—京都新聞COM雇止め事件 渡辺輝人
- 泉南アスベスト被害、国の責任を認定—大阪・泉南アスベスト国賠訴訟 岡 千尋
- 男性の著しい外貌醜状障害についての労災補償の男女差別に違憲判決 糸瀬美保
- 東京地裁・原告らの請求を棄却—チチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件 三坂彰彦
- 騒音被害を認め、国と広島市に賠償命令—広島・国道2号線公害訴訟 山田延廣



熊谷・うちわ祭

「人間らしく働き、人間らしく生きるために～人権を守る新しいかたちを求めて～」

集会参加とチケット普及に総力を!

第14回人権研究交流集会まであと2カ月

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

アスベスト分科会

二〇一〇年五月一九日、大阪地方裁判所で、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟の判決言い渡しがありました。アスベスト被害について、国の不作为責任を認めた「原告勝訴」の画期的な判決でした。判決後は、原告団・弁護士・支援者が一体となって、控訴をさせない運動を展開しました。結局、控訴期限前日の六月一日に控訴されて

しまいました。厚生労働大臣・環境大臣が控訴しない方針を出させるなど、あと一歩のところまで追い込みました。

この分科会では、勝訴判決に至る道のりとその後の動きを理論面・運動面からご報告します。また、大阪じん肺アスベスト弁護士や支援者の手にした訴訟なども複数取り組んでいます。全国

にいるアスベスト被害者救済のために、アスベスト関連の事件に取り組む弁護士や支援者の方々の交流・情報交換の場にもしたいと考えています。

第14回人権研究交流集会

アスベスト分科会 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

★大阪・泉南アスベスト国賠訴訟とは

五福村産業100年の歴史を持つ大阪泉南地域。70年以上前から深刻な被害発生が確認されているにもかかわらず、大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟(第1陣、被害者26名)は、2009年5月、この泉南地域から全国に先駆けて提起されました。

★2010年5月19日、勝訴判決!

2010年5月19日、大阪地方裁判所は、アスベスト被害に対する国の不作为責任(規制権限不行使)を認め、原告勝訴の判決を言い渡しました。本判決は、アスベスト被害について、国の責任を初めて認めた画期的判決です。

★判決後の運動

泉南アスベスト被害者の救済は急務です。訴訟継続中3名の原告が亡くなりました。「生きていくうちに救済を!」は、原告ら被害者すべての共通の願いです。「被害者の原状を救済の出発点に!」をスローガンに、判決後は、控訴させずに早期解決を求める運動をあげました。



★分科会の内容(予定)

- ◆日時：2010年9月26日10時～13時
- ◆場所：札幌コンベンションセンター

アスベスト分科会では、原告側の平張、勝訴判決を勝ち取るまでの経緯、判決の意義(不十分点も)、その後の運動など、希望者としての集権を余すところなく、報告します。

今後、全国に増えていくアスベスト被害者の救済に、たくさんの方々が参加されるよう、この分科会を機会にネットワークをつくらせていければと考えています。全国から多数のご参加をお待ちしています!

- 1 泉南地域のアスベスト被害について(原告団から)
- 2 5月19日勝訴判決への道のり、裁判決の経緯(講師 村松昭夫 弁護士)
- 3 大阪じん肺アスベスト弁護士団で取り組んでいる国賠訴訟以外の事件の報告(大阪じん肺アスベスト弁護士団)
- 4 質疑応答

分科会担当 弁護士 岡 千尋
連絡先 〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル9F
大川・村松・坂本法律事務所 tel 06-6361-0309
fax 06-6361-0520

アスベストの裁判を提起したい、アスベスト被害者から相談を受けているなどの皆さん、ぜひご参加ください。

(大阪 岡 千尋)

憲法二五条の使い方

憲法二五条分科会

憲法二五条は、憲法九条とならんでその重要性がますます増しています。貧困問題が社会問題化するなかで、生存権をめぐる裁判も多数提起され、全国の会員弁護士が憲法二五条を武器に裁判をたたかっています。

憲法二五条分科会は、「憲法二五条の使い方」をテーマに理論面、運動面から多角的に憲法二五

条を捉えて考えていくことを目標としています。

基調講演の笹沼弘志会員（静岡大学教授）からは、憲法二五条論のリーディングケースである朝日訴訟をはじめとする一連の判例について、現在の学説状況を踏まえた「読み直し」をしていただき、今後の憲法二五条論はどうかあるべきかについて語っていただきます。

第14 回人権研究交流集会

「憲法25条の使い方」

「派遣切り」「ネットカフェ難民」・・・長期にわたる経済の停滞は、こうした新語を一般的なものにしました。
いまや「貧困」は、一般市民にとって見えるもの、身近なものになりつつあります。

そのような経済的苦境に陥った市民を救う「憲」として、生活保護制度はあります。しかし、行政による制度の運用には、これまでの市民の側の運動によって改善された面もあるものの、法に違反あるいは法を無視するようなものが依然として見られるのが現状です。

このような現状を変えるためには、貧困問題のとらえ直しが必要であると考えます。

例えば、憲法25条に関する「朝日訴訟」「船木訴訟」などの判例は、容易に超えることのできない「壁」として存在しているように思われてきました。そのような「壁」を乗り越えるために、今こそそれらの読み直しが必要なのではないでしょうか。

さらに、憲法25条を捉える「ツール」にすることも必要です。端的にいえば『もっと訴訟を起こそう』ということです。そこにはもちろん、どう原告＝当事者の生活を支えるかという現実的な問題があります。しかしそれを乗り越えて訴訟を起こすことによって、解決に向かう問題も多いはず。

このような理論的な裏付けと、現場での憲法25条を活かす運動とを結び、これから新たに各地での戦いが始まる「踏起点」になりたい、それがこの分科会の目的です。

◆ **分科会の内容（予定）**

- 1 基調講演（講師 笹沼弘志・静岡大学教授（憲法学））
- 2 実践者からの報告（新習七夕訴訟、平和田訴訟、北海道における運動各関係者（予定））
- 3 パネルディスカッション（パネラー 笹沼教授ほか）

◆ **日時**：2010年9月26日10時～13時

◆ **場所**：札幌コンベンションセンター）

分科会では、基調講演を踏まえて、各地の訴訟における憲法二五条違反の原告の主張、裁判所の判断などについて報告をいただくとともに、ホームレス支援の現場で活躍する人たちからお話をうかがいます。

ぜひ、多数の会員に参加していただきたくご案内いたします。

（東京 戸館圭之）

同期会のお知らせ

九月二十五日のサッポロビール園での懇親会終了後に同期会を行います。久しぶりに同期で集まり近況報告や思い出話に興じませんか。

期	呼びかけ人	電話番号	期	呼びかけ人	電話番号
55期	田中健太郎	011-272-1900	59期	伊藤 良	011-261-5715
	芝池 俊輝	011-218-0111		松本 佳織	011-272-1900
56期	竹田美由紀	0144-37-1222	新旧	中島 哲	011-231-1888
	川島 英雄	011-261-5715	60期	飯田真奈美	011-281-0868
57期	加藤 文晴	011-218-0111	新旧	平澤 卓人	011-272-1900
	齋藤 耕	011-261-7738	61期	山田 佳以	011-231-1888
58期	林 千賀子	011-218-0111	新旧	菅原 仁人	011-261-7738
			62期	神保 大地	011-272-1900

第14回人権研究交流集会全体会・分科会一覧

全体会・分科会名	担当者名(期)	連絡先
全体会 「企業の社会的責任(CSR)を問い直す ～人権の視点から～」	芝池 俊輝(55)	〒060-0001 札幌市中央区北一条西4丁目2-2 札幌ノースプラザ8階 弁護士法人北海道ひびき法律事務所 Tel 011-218-0111 Fax 011-218-0115
分科会 裁判必勝法分科会 「裁判必勝法 part II 分科会」	北村 栄(44)	〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22 三博ビル5階 名古屋第一法律事務所 Tel 052-211-2236 Fax 052-211-2237
平和分科会 「米軍基地はなくせるか?」	久保木亮介(56)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-42-4 代々木総合法律事務所 Tel 03-3379-5211 Fax 03-3379-2840
刑事司法分科会 「検証 2010年・刑事裁判の行方」	松尾 文彦(54)	〒192-0046 東京都八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル8階 八王子合同法律事務所 Tel 042-645-5151 Fax 042-645-5236
外国人研修生問題分科会 「現代の奴隷制度『外国人研修・技能実習制度』 —外国人労働者をどのように受入れるべきか—」	小野寺信勝(59)	〒860-0078 熊本市京町2-12-43 熊本中央法律事務所 Tel 096-322-2515 Fax 096-322-2573
アスベスト分科会 「大阪・泉南アスベスト国賠訴訟」 —アスベスト被害について国の責任を問う 初めての判決と被害者救済に向けた動き—	岡 千尋(新61)	〒530-0047 大阪市北区西天満4-3-25 梅田プラザビル9階 大川・村松・坂本法律事務所 Tel 06-6361-0309 Fax 06-6361-0520
憲法25条分科会 「憲法25条の使い方」 —人権問題、憲法問題として考える—	戸館 圭之(60) 吉田悌一郎(57)	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-42-4 代々木総合法律事務所 Tel 03-3379-5211 Fax 03-3379-2840
生物多様性分科会 「社会の持続的発展と生物多様性」	市川 守弘(40)	〒060-0042 札幌市中央区大通西11丁目4-27 弁護士法人市川・今橋法律事務所 Tel 011-281-3343 Fax 011-281-3383
企業分社化分科会 「公害加害企業の分社化と企業の責任」	橋本 和隆(61)	〒860-0078 熊本市京町1-12-2 京町会館1階 たんぽぽ法律事務所 Tel 096-352-2523 Fax 096-352-2524
情報公開分科会 「情報を市民の手に」 —「知る権利」をめぐる闘い—	島田 度(60) 田中健太郎(55)	〒060-0042 札幌市中央区大通西14-3 みふじビル3階 たかさき法律事務所 Tel 011-261-7738 Fax 011-261-7718
性教育裁判分科会 「知的障がいのある子どもの学ぶ権利を守ろうよ」 —七生養護学校「こころとからだの学習」裁判—	田部知江子(53)	〒110-0015 台東区東上野1-20-6 丸幸ビル32 オリープの樹法律事務所 Tel 03-5807-3101 Fax 03-3834-2406

老齡加算廃止は不当、福岡高裁で逆転勝訴

福岡生存権裁判

福岡 小川 威亜

福岡高裁(古賀寛裁判長)は、二〇一〇年六月一四日、原告の請求を棄却した福岡地裁判決を取り消し、七〇歳以上に支給されていた生活保護の「老齡加算」の廃止処分を取り消す判決を言い渡しました。

一 福岡生存権裁判とは

福岡生存権裁判は、北九州市在住の七〇歳以上の生活保護受給者四一名が、二〇〇六年三月に提訴した訴訟です。

この訴訟は、一九六〇年に創設された老齡加算が、二〇〇四年から二〇〇六年にかけて段階的に廃止されたことを受け、この段階的廃止の取り消

しを求めて福岡地裁に提訴されました。

二〇〇九年二月四日に、福岡地裁における一審判決がでしたが、ここでは全面的に敗訴してしまいました。

一審判決では、生活保護の基準改定においては、厚生労働大臣の専門的判断が尊重されるとして、被告(北九州市)側の主張にそった内容で、老齡加算の段階的廃止は違法ではないとの判断が下されました。一審判決は、内容面に着目して、老齡加算の段階的廃止においては、厚生労働大臣に認められる裁量権の逸脱や濫用は認められないと判断したのです

他方、控訴審判決では、内容面ではなく、決定過程の手続き面に着眼して判断を下したのです。したがって、処分の内容面に関する厚生労働大臣の裁量判断については、一審判決とは基本的に同じスタンスに立っていたと思われま

す。そして、「正当な理由」のない保護基準の改定は、生活保護法五六条違反になるというスタンスも一審判決と同じでした。

一 福岡高裁判決の内容

以下、福岡高裁の判決内容を詳しく述べます。

まず、この老齡加算の段階的廃止は、厚生労働省の社会保障審議会福祉部会において設置された専門委員会が、二〇〇三年二月一六日に発表した「中間取りまとめ」という判断に基づくもので

シリーズ
格差
貧困
問題
30

した。この点は当事者間で争いのない事実です。福岡高裁は、この「中間取りまとめ」ができあ



勝利判決の言い渡し直後に、原告団と弁護士で記念撮影（裁判所近くの市民センターにて）

がる過程を子細に検討しました。その上で、次のような判断をしました。

「中間取りまとめ」では、老齢加算の廃止について廃止の方向で見直すべきであるという判断が示されたが、それと並んで

「高齢者世帯の社会生活に必要な費用に配慮して、生活保護基準体系の中で高齢者世帯の最低生活基準が維持されるよう引き続き検討する必要がある」こと

「また、被保護世帯の生活水準が急に低下することのないよう、激変緩和の措置を講じるべきである」ことが示された。

注目すべきは、とも、と並んで「中間取りまとめ」に含まれる重要な事項であると判断した点です。

福岡高裁は、この判断を前提として、次に、厚生労働省における老齢加算の段階的廃止の決定過程を子細に検討しました。

その上で、福岡高裁は、厚生労働省は「中間取りまとめ」を受けて、今後予算の中でどのようにしていくか検討していくとの立場であったのに、「中間取りまとめ」発表のわずか四日後には、老齢加算を三年間かけて段階的に廃止することなどを内示しており、遅くともこの時（二〇〇三年一月二〇日）までには、老齢加算の段階的廃止を事実的に決定したと認定しました。これに続いて

福岡高裁は、決定過程においては、については何らの検討がなされていない、についても十分な検討がなされていないという事実認定を行いました。

締めくくりとして、福岡高裁は、「中間取りまとめ」が老齢加算を廃止の方向で見直すべきであるとしたことなどの理由で行われた本件保護基準の改定は、考慮すべき事項を十分考慮しておらず、又は考慮した事項に対する評価が明らかに合理性を欠き、その結果、社会通念に照らし著しく妥当性を欠いたものといえることができる。したがって、本件保護基準の改定は、裁量権の逸脱又は濫用として『正当な理由』のない保護基準の不利変更につながるというべきである」との判断を下したのです。

三 「老齢加算」の復活をめざして

このように、福岡高裁は、行政庁の専門的技術的判断能力を尊重して、判断の内容面に立ち入ることを控えつつ、判断過程において考慮すべき事項が考慮されたかどうかを、手続的に検討する手法を採用しました。この手法は、昨今の最高裁判例の流れにそうものであり、今回の福岡高裁判決が特異な判断を下したのではないと、弁護士団では評価しています。

また、この福岡高裁判決は、老齢加算の廃止が、小泉内閣の元で進められた社会保障費の抑制政策を達成することだけを目的に行われたものであるという弁護団の認識とも矛盾しない判決です。個人的には、この点を断罪した側面において、高く評価されるべきと考えます。

老齢加算の復活を求める「生存権裁判」は、全国九都道府県で行われていますが、今回の逆転勝訴判決まで一度も勝訴判決はありませんでした。残念ながら、この福岡高裁判決は、二〇一〇年六月二五日に上告されてしまいました。しかし、全国の原告団と弁護団は、この福岡高裁での逆転

勝訴で勢いづいています。必ずや老齢加算の復活を勝ち取る決意です。全国の青法協会会員におかれましては、引き続きのご支援とご指導のほどをよろしくお願い申し上げます。

最高裁に向けてガチンコ対決

—世田谷国公法事件・東京高裁判決

東京 亀井 真紀

五

月一三日、「控訴を棄却する」と東京高等裁判所第六刑事部の出田裁判長が読み上げた瞬間、驚きと失望の両方が入り混じった溜息が法廷に洩れました。

国家公務員が政治的ビラ配布をしたことにより、国家公務員法違反、人事員規則違反で起訴されたいわゆる世田谷国公法事件の判決本文が読み上げられた瞬間です。

驚きの裏には、この判決に先立つ四月二九日、

同様に国家公務員法違反で起訴された堀越事件で、東京高等裁判所第五刑事部が適用違憲による無罪という画期的な判決が下されたということがありました。わが世田谷国公法事件弁護団の中にも、「もしかしたらこちらも……」という期待があったのです。

一

方で、世田谷国公法事件の出田裁判長は、堀越事件の控訴審とは異なり、弁護人請

求の証人をすべて却下し、書証とわずか被告人質問を認めただけで早々に終結させるといふ訴訟指揮を行っていました。そういう意味で、原審同様に「ダメだろう」という不安があったことも事実です。それが失望の溜息となってあらわれました。

そして、世田谷国公法事件控訴審の出田部長は、理由の冒頭部分で「すべてについて、猿払事件判決と見解を同じくするものである」として、猿払

最高裁判決を完全に踏襲するというを高らかに(一)宣言しました。

この瞬間、弁護団の誰もが、ああまた猿払事件最高裁判決を綺麗になぞるだけの、おそらく原審と代わり映えしないつまらない判旨が続くのだろうと思っただけです。

しかし、実際には、続いて読み上げられた内容

基

は猿払最高裁判決、堀越事件第一審判決、世田谷国公法事件第一審判決のいずれよりも政治活動そのものに対する偏見と悪意に充ちたひどいものでした。

本的には猿払事件最高裁判決をベースとしていますが、特徴的な言い回しがいく



支援者に控訴棄却の報告をする宇治橋真一さん(五月十三日 東京高裁前にて)

つかあります。

「行政の中立性」に対する国民の信頼は、「それが議会制民主主義における政府に対する信頼」そのものと不可分の関係にあるという点で、民主制の統治の根幹に関わるものである」

私は行政の間違ひではないかと思いましたが、後に届いた判決文でも「政府」でした。政府に対する信頼が保護法益だという議論は聞いたことがありません。「政府」の概念をどのように解釈しているのか分かりませんが、独特の国家観があるのではないのでしょうか。

「本規制」は「行政の中立的運営とこれに対する国民の信頼を確保するための予防的な制度的措置である」。

予防的刑法を正面から認めているようです。堀越事件の中山判決が、「予防的規制」制度的措置という言葉は使っていない)について、「多くの場合、国側からの都合という論理である」それ自体説得性を有するものではない「不必要に広過ぎる面があるのではないかと指摘しているのとは本当に対照的です。

われわれが学んだ刑法の権抑性という視点は一ミリもありません。

公務員の政治的行為が、「規制されることなく自由に放任された場合には、公務員の中には、そのような行為を行うことにより、政治的党派、

殊に組織性、内部的規制の強い政治的党派の活動に組み込まれ、その職務遂行に党派の偏向が生じ、更には、行政組織内における党派の勢力の浸透・確立をねらう政治的党派の意向に沿った行動をとる者が出てくるおそれがあり」政治的党派による行政への不当な政治的介入や干渉を招くおそれがあることは否定できない」

猿払事件最高裁判決も、「風が吹けば桶屋が儲かる」論理だと批判されていますが、これまたすごい事態を想定(妄想?)しているようです。「組み込まれ」という言葉は猿払事件、堀越事件、世田谷国公法事件を通じて初めて出てくる表現だと思います。

以

上は世田谷国公法事件控訴審判決のおかしな点のごく一部に過ぎませんが、いずれにしても堀越事件控訴審判決とまったく異なる内容です。堀越事件控訴審判決が時代の流れや郵政民営化などを意識したある意味進んだ(時代に追いついた?)ものであったのに対し、猿払事件最高裁判決が下された一九七四年より前に逆行するかのよう内容でした。

堀越事件、世田谷国公法事件、この二つの事件は、国家公務員法一一〇条一項及び一一〇二条一項並びに人事院規則二四七条の七の解釈、適用範囲、憲法適合性こそが唯一といってもよい争点であ

り、裁判所が応えるべき点はほぼ共通します。それにも関わらず、同じ東京高等裁判所内(しかも隣あっている部)で、これだけ正反対の結論が出てしまうというのは滅多にあることではありません。

二

つの判決の違いは、要するに「行政の中の立憲運営とこれに対する国民の信頼」を確保するには、すべての公務員のほぼすべての政治活動を禁止する必要があるかないかということで。猿払事件最高裁判決も、今回下された世田谷国公法事件控訴審判決も、政治活動を許容したことによる累積的波及的效果を強調します。つまり、被告人自身の行為による法益侵害ではなく、将来、他人によって引き起こされるかもしれないとても抽象的な法益侵害を根拠に処罰するのです。これは行為処罰の原則にも反する危険な考え方が、それを正面から認めています。

さらに、二つの判決文を詳細に読んでいくと、より根本的なものとしては「表現の自由」に対する価値の重き、激しいイデオロギー対立をもちや過去のものとみるかどうかという評価、ひいては裁判所の役割をどう考えるかという司法観の違いがあるように感じます。

世田谷国公法事件で有罪とした第六刑事部はこれらすべてについて、堀越事件で無罪とした第五

刑事部とは「違うよ」ということを必死でアピールしているように思えてなりません。

こ

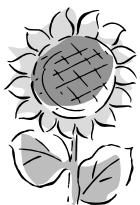
の二つの事件判決を通して、現在裁判所内に二つの流れがあることが浮き彫りになってきます。誤解を恐れず言うのであれば、時代の変化に応じていこうとする司法改革派と、そういった流れにむしろ警鐘を鳴らしたいという秩序維持派ということになるでしょうか。

これら東京高等裁判所での二つの判決は、一つが検察官上告、一つが弁護士上告ということではほぼ同時期に最高裁に上がることになりました。

検察官と弁護士という対決はもとより、二つの東京高等裁判所判決のどちらが支持されるのかという裁判所内部の対決でもあります。

最高裁判所は大法廷に回付して、このガチンコ対決の帰結を国民にしっかりと説明する義務があります。

一年後になるか二年後になるか分かりませんが、ぜひ注目して下さい。



水色のTシャツが仙台の繁華街を埋め尽くした給費制仙台集會

宮城 渡部 容子

梅

雨にも負けず、七月三日の給費制仙台集會はよく晴れて、大盛況でした！ 弁護士だけでなく、ご家族や一般市民、全国から駆けつけた法科大学院生や若手弁護士が多数参加して、二〇〇名を超え、賑やかな企画になりました。

パレードでは、参加者はキャラクターと「司法修習生の給費制維持を」の文字が印刷されたターコイズブルーのTシャツを着て、色とりどりの風船や思い思いの言葉が書かれた鮮やかなプラカードを持ち、「修習生の給与を保障しよう」「司法予算をけちるな！」などのシュプレヒコールをあげて、元気に通行人に訴えました。賑やかなサンパ楽隊が雰囲気盛り上げ、仙台の繁華街を水色のTシャツが埋め尽くし、多くの人の目を引きつけたと思います。

集

人生で初めてパレードに参加した法科大学院生が、「最初は気恥ずかしかったけど、やってみたらとても気持ち良かった！ いまとても清々しい気持ちです」「政治的な結果を求めるときに、道が遠いと思っていましたが、体を動かして一個の行動を起こせば、自信につながり、結果につながるような気がした。京都に経験を持ち帰りたい」と言っていて、次につながるパレードになったことも大きな成果でした。

会のリレートークでは、若手弁護士・法科大学院生・法学部生・保育園園長の方・元路上生活者の方・労働事件の原告の方などが、それぞれの言葉で熱く給費制維持を訴えました。特に、母子家庭の法学部生が、「今、夢を貫

個

くか諦めるかで迷っています。私を検察官にしてください」と話したときには思わず涙がこぼれ、なんとしても給費制維持を実現しようと気持ちを新たにしました。

続いて、宇都宮健児日弁連会長・元宮城学院女子大学学長の山形孝夫氏・元朝日新聞編集委員の落合博実氏が鼎談を行いました。本質論にせまる本当に素晴らしい内容でした。

人的には、山形孝夫先生が、「三権分立のもと、弁護士は権力に対抗できる者として位置づけられている。そうした弁護士になろうとする者を『公務員に準じる』として給付を与えて育成するのは、民主国家の素晴らしさ。『最大多数の最大幸福』の『最大多数』から漏れた人を救



給費制の維持を求めて市内をパレードするビギナーズ・ネットの仲間たち

うのは弁護士しかいない。弁護士育成に金を出さないというのは、そうした弁護士の意義を認めず、ただの法律実務家におとしめようというもの」「弁護士とは、知識より知恵、資格より資質、能力より人格、現実より真実が大事な仕事だと思う。お金の心配をせずに、自分がどういう法曹をめざすか考えられる機会があることが重要」とおっしゃっていたのが印象的でした。

鼎談の全文については反訳文を作成する予定ですので、ぜひご覧ください。

そ

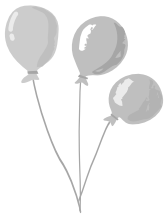
の後、新里宏二
仙台弁護士会会

長が、「弁護士は国家を

相手にすることもあるにもかかわらず、弁護士自治を認めて、かつ、国家資金により養成するといふのは、懐の深い民主主義。弁護士は、いかに人権を守るかを自問しながら、給費制を維持しなければならぬ」と熱く行動提起をされました。給費制廃止は、民主主義の根幹に関わる問題だという認識をもつことができた集会でした。

集会後も、若手と中堅、日弁連執行部が語り合う素晴らしい懇親会が開かれました。集会には全国からビギナーズ・ネットのメンバーが多数集まっていたこともあって、宇都宮会長が、「この運動は八割方は成功した。なぜなら若い人々がこの問題を通じて、これまでの司法改革の問題点、弁護士の本来の使命、今後の司法改革の方向性を真剣に考え、この運動に参加してくれているからである」という趣旨のことをおっしゃっていて、とても励まされました。

この勢いをさらに全国に広げ、何としても一ヶ月までに給費制維持の法改正を実現したいと思っています。ご一緒にがんばりましょう！



明石歩道橋事件の 検察審査会強制起訴議決について

兵庫県 辰巳 裕規

一 二〇一〇年一月二七日、裁判員制度と同じく施行された改正検察審査会法のも

とでの初めての二度目の起訴相当議決が、明石市花火大会歩道橋雑踏事故事件でなされた。旧法下を含めると実に四度の起訴相当議決である。

二〇一〇年七月二日に明石市民夏まつりにおいて、朝霧歩道橋上で発生した「群衆雪崩」は、死者一名、二〇〇名を超える負傷者を発生させる悲惨な大規模雑踏事故となった。すでに兵庫県警・明石市・警備会社に対する民事上の損害賠償責任は認められており、また、現場の雑踏警備担当にあたっていた明石署地域官・警備会社担当者・明石市役所職員に対する刑事事件については起訴がなされ、有罪判決が確定している(明石署地域官については、二〇一〇年五月三十一日に、最高裁において実刑判決が確定している。決定文は最高裁ホームページに掲載されている)。

二 もっとも遺族らが求めているものは事実また再発防止である。大群衆に対して組織的に

行われなければならない雑踏警備においては、警備計画策定段階がもっとも重要である。圧倒的なエネルギーを有する群衆に対し、現場警備担当者個々人が、現場のその場の判断でこれを防止し得るものではない。警備業界において「計画八割・当日二割」などと言われるように、警備計

画策定段階からの過失が正面から問われなければ事故原因の解明にはならない。そして、雑踏警備計画策定段階から、雑踏警備を総括していたのは明石署署長・副署長であった。

しかしながら、神戸地検は、警察関係者については明石署現場担当者である地域官のみを事故当日の過失に限定して起訴をし、明石署署長・副署長は嫌疑不十分により不起訴処分としていた。

遺族は、旧検察審査会法段階で二度、審査申立を行い、神戸検察審査会は二度にわたる異例の起訴相当議決をしたが、神戸地検は不起訴の方針を見直すことはなく、三度にわたり不起訴処分をしていた。他方、現場担当者である明石署地域官らに対する刑事事件判決では、事故当日の過失に訴因を限定することに対する疑問が示されるとともに、責任を問われるべき者が起訴されていないことは正義に反するなどという異例の言及がなされていた。

繰り返しになるが、一〇万人を超えるイベントの雑踏警備では、いかに現場担当者が努力しても、周到な雑踏警備計画が立案されていなければ事故に対応することはできない。雑踏事故の予防のためには周到な雑踏警備計画の立案と周知こそが枢要であることは自明である。このことを目を背け、現場担当者の事故当日の過失に責任追及を限定し、警察トップの責任追及を回避した神戸地検の

起訴方針はもとより歪んでいたのである。

三

二〇〇九年五月二一日、裁判員制度と同じくして改正檢察審査会法が施行された。檢察審査会において二度起訴相当の議決がなされた場合、檢察官役となる指定弁護士により起訴がなされる「強制起訴」の制度が導入された。

遺族らは事故発生から八年目を迎え、事故原因解明のため最後の望みを改正檢察審査会法に託したのである。

四

二〇〇九年七月三〇日、神戸第二檢察審査会は、明石署副署長（署長はすでに死去していた）について、改正法施行後一度目の起訴相当議決をした。

同議決では、明石署副署長には警備計画策定段階から予見可能性があったことを認定した。起訴強制制度のもとでの神戸地検の対応に注目が集まったが、神戸地検は同年九月三〇日に通算で四度目となる不起訴相当処分をし、神戸第二檢察審査会は二度目の審査に入った。そして、二〇一〇年一月二七日に神戸第二檢察審査会は、改正法施行後第一号となる起訴強制となる起訴相当議決をした。

これを受けて檢察官役の指定弁護士三名が選任され、同年四月二〇日に起訴がなされた。

五

檢察審査会の議決書では、「改正法により起訴すべきとの議決となれば指定弁護

士による起訴という重大な結果となることを真摯に受け止め、慎重に精査検討十分に議論を尽くした」と前置きしたうえで、「檢察審査会の立場・檢察官と同様ではなく市民感覚から公開の裁判で事実関係・責任の所在の明確化・重大事故の再発防止を望む点にある」との基本姿勢が示されている。そのうえで、「なぜ檢察が当日の注意義務・当日の過失に限定するの可以理解できない」として、「警備計画作成段階の過失」と「当日における過失を別個独立の過失」を区別する神戸地検の起訴姿勢を批判したうえで、雑踏警備における事前計画の重要性を重視し、責任の所在などを明らかにするために警備計画作成段階まで遡る必要を示した。

そして、明石署副署長は、イベントの規模などや会場の構造、夜店の設置位置などについて認識・認識可能性があったことから予見可能性を認定し、随時現場の状況などを監視していれば事故は防止することはできたと認定している。

「市民感情に流される」との懸念が示されることもままあるが、本件では市民代表である檢察審査委員が極めて冷静に事故の構造を分析したうえで適確な認定をしたものであり、大変高く評価することができる。そして、起訴状における公訴事実では、主位的訴因と予備的訴因を掲げ、計画段階の過失が訴因として設定されるに至っている。

遺族らの悲願であった警察幹部の計画段階の過失がようやく公開の法廷で審理されることになったのである。

六

大規模事故の遺族にとつて、事件・事故原因はすべて包み隠さず明らかにされ、それを基に事故の再発防止が図られることがせめてもの望みである。不起訴処分は、唯一の強制捜査権限を持つ捜査機関が収集した事故原因究明のための貴重な資料が檢察庁の倉庫に「お蔵入り」となることを意味する。

本件のように檢察が警察に遠慮をし、警察幹部の起訴を見送ったとしか言いようがない事件において、正義に反する不起訴処分により事件が幕引きされることは、市民感覚に照らし絶対に許されなかつたのである。

今回の起訴強制により、これまでの裁判では証拠提出されなかつたさまざまな捜査資料が法廷で公開されることが期待される。その中には事故原因の解明のために、再発防止のために貴重なものが含まれていることが期待される。また、四度の不起訴処分という異常な捜査過程の問題点も檢察官役の指定弁護士により明らかにされることが期待される。

私たち遺族の弁護団は、被害者参加制度を活用し、積極的に審理に関わって行く所存である。

法人間の雇用継続を認め、雇い止め無効の判決

— 京都新聞COM雇い止め事件

京都 渡辺 輝人

一 事案の概略

原告の二人は、二〇〇一年六月（Aさん）、二〇〇四年五月一日（Bさん）に、京都新聞社の子会社である京都新聞企画事業株式会社（以下、「企画事業会社」という）に採用された。

Aさんは入社二年目ころからは、京都新聞に掲載する「記事体広告」（記事の体裁をとった広告）の作成などの業務、イベント運営業務などに従事してきた。Bさんも同社に入社後、同様の業務に従事してきた。最初は六カ月、後には一年ごとに契約を更新する雇用形態（Bさんは最初から一年更新）でありながら、従事していた業務は京都新聞社の収益の中心となる基幹的なものであった。

二〇〇六年四月、京都新聞社は将来の人件費削減を

主要な目的とする事業再編を行い、京都新聞社、新設された株式会社京都新聞COM（以下、「COM」とする。京都新聞社も含めて「会社側」とする）及び株式会社京都新聞印刷の三社による分社化体制をスタートさせた。

事業再編にともない、二人が従事してきた業務の業務委託は企画事業会社から引き上げられ、COMに新たに業務委託された。それにもない、Aさん、Bさんも二〇〇六年四月一日以降、COMに移籍し、同社との間で一年単位で契約を締結するようになった。そして、COMにおいて二回契約更新をした直後の二〇〇八年六月、二人は二〇〇九年三月三十一日付で雇い止めする旨の通知を受けた。

二人は、京都新聞労働組合の支援を受けながら、二〇〇八年一月二七日、京都地方裁判所に、二

〇〇九年四月一日以降の地位保全、賃金仮払を求め、仮処分申し立てをして、二〇〇九年四月二〇日に勝訴。会社側は保全異議を行ったがこれもAさん、Bさんが勝利したため、会社側は大阪高裁に保全抗告した。

二〇一〇年四月二八日に大阪高裁での保全抗告でも勝利。五月一八日の京都地裁判決を迎えた。

一一 主張立証の工夫

(1) 雇用の連続性について

二人が従事していた業務内容は移籍前後でほとんど変わっていなかった。部署の上司や同僚も移籍前後でまったく同様だった。二人の給与は移籍後に増額されており、増額の幅は企画事業会社で

の在籍年数に応じて差があった。有給休暇の日数も、移籍前後を問わず毎年二日ずつ増えており、COMの契約社員規定において有給日数は「法的に定める」とあるのはまったく異なっており、二人の「年次有給休暇届」には企画事業会社からの通算在籍年数が在籍年数として記載されている。

さらに、後記の労働委員会の審理の中で会社側が提出した資料により、COMは発足直後の二〇〇六年六月、二人に対して、企画事業会社に在籍した時期を対象期間として夏季特別手当を支給していた。二人の通算雇用期間は、Aさんが七年一〇カ月、Bさんが四年一カ月であった。

(2) 京都新聞社による支配について

雇用の連続性を強調するために、京都新聞社が二つの子会社を完全に支配している状況を厚く立証した。

二つの子会社の役員はいずれも京都新聞社の役員ないし従業員であり、京都新聞COMに至っては全従業員の八割が京都新聞社からの出向社員であることなどを主張立証した。また、Aさん、Bさんが企画事業会社からCOMに移籍する際に、移籍に関する手続きを行ったのが、もっぱら京都新聞社の従業員である実態も明らかにした。

また、同時平行で進んだ京都新聞社がこの問題

で団交拒否した事に関する労働委員会での審理を通じて、京都新聞社から企画事業会社及びCOMへの異常な「業務委託」の実態が明らかになってきた。

記事体広告の作成について業務委託をしている、といいながら、実際には契約締結、業務のための資金の支出、業務のための機材類などはすべて京都新聞社のものであり、業務に係る一万円以上の支出には京都新聞社の決裁が必要であった。

三 判決内容

京都地方裁判所は、二〇一〇年五月一日、Aさん、Bさん勝訴の判決を下した。

判決は、法人間の雇用の継続について、「原告らは平成一八年四月に企画事業会社から被告に移籍しているが、業務内容に変更はなく、勤務場所も同じ京都新聞社の社屋内でフロアが変わっただけであること、被告勤務開始時の原告らの基本給は、企画事業会社での勤続年数に応じて違いがあり、有給休暇についても、企画事業会社での勤続年数に応じて日数が決められ、被告での賞与についても企画事業会社の在籍期間をも計算対象期間として支払われていたことなどからすると、雇用契約期間や契約更新回数を考えるにあたっては、企画事業会社での勤務と被告での勤務は継続して

いるものと考えるのが相当である」と、大阪高裁よりもさらに詳細な判断を示した。

そして、通算の雇用期間、更新回数を認定し、「原告らの業務は、広告記事の作製やイベントの運営など、新聞編集等の業務と比べると軽いものではあるが、ほぼ自分の判断で業務を遂行しており、誰でも行うことができる補助的・機械的な業務とはいえないこと、原告らは、期間の満了時期を迎えても、翌年度に継続する業務を担当しており、当然更新されることが前提であったようにうかがえることなどからすると、原告らとしては、契約の更新を期待することには合理性があるといえる」とのべて、期待権の発生と解雇権濫用法理の類推適用を認めて、雇い止めを無効とした。

四 判決の評価と今後の展望

京都地裁(仮処分)、大阪高裁(抗告審)、京都地裁(本訴判決)と裁判所の判断を重ねるたびに、二つの法人間での雇用の継続性に関する判断は詳細になっており、規範としての精度は高まっているように思う。また、雇用する法人が途中で形式的に異なった場合でも、雇用の実態に着目して一定の要件がある場合には、期待権発生との関係では雇用期間を通算して考える裁判所の判断の流れは定着してきたと考える。

今後は、どのような要件がある場合に雇用期間を通算して考えるのか、その最低要件を明らかにし、それを拡大していく必要があると考えている。京都地裁の判決文は裁判所のホームページにも掲載されたので、ご覧いただければと思う。

一方、会社側は、この流れを理解せず、大阪高裁に控訴した。経営者としての責任を發揮せず、いたずらに紛争を引き延ばす会社側の姿勢には怒りすら覚える。弁護士としても、原告本人のお二人、京都新聞労組とともに、引き続き全力をあげ

て完全勝利をめざす所存である。なお、この事件は、京都第一法律事務所の弁護士、村山晃・岩橋多恵・藤井豊・渡辺の四人で担当しています。

泉南アスベスト被害、国の責任を認定

大阪・泉南アスベスト国賠訴訟

東京 岡 千尋

二〇一〇年五月一九日、大阪地方裁判所で、大阪・泉南アスベスト国家賠償請求訴訟(原告二十九名、被害者二六名)の判決言い渡しがありました。弁護士二年目、新人弁護士の視点から見た、判決言い渡しから控訴断念を迫る行動までをご報告します。

実施。戦後も繰り返し調査を行い、深刻な被害実態をよく知っていました。しかし国は、アスベストの経済的有用性を最優先し、その規制や対策を長期間にわたって怠ってきたのです。その国の責任を問うたのがこの裁判です。

一 大阪・泉南アスベスト国賠訴訟とは

大阪・泉南地域は、石綿紡織業一〇〇年の歴史をもっています。石綿肺などの健康被害も戦前か

ら広範かつ深刻に進行し、いまなお多くの被害者が苦しんでいます。大阪・泉南アスベスト国家賠償訴訟は、二〇〇六年五月、アスベスト被害の原点である泉南地域から、全国に先立って提起されました。国は、一九三七年から泉南地域を中心とする石綿工場の労働衛生調査(「保険院調査」)を

一一 判決言い渡し五分前

大阪地裁の大法廷は、原告席に約三〇名、原告



代理人席に約四〇名、被告代理人席に約二〇名、傍聴席は満員で、普段の法廷とは異なる独特の雰囲気につつまれていました。

判決言い渡し五分前、突然、原告の西村東子さんが咳き込みはじめました。顔色も悪く苦しそうです。西村さんは、裁判の途中でだんだんと体調が悪くなり、今は酸素吸入が手放せない状態にあります。原告本人尋問の最後、「健康だったら、

何をしたいですか？」との問いに、「もう一度、働きたいです」と答えました。西村さんの一生を象徴するような言葉で「一生懸命働いて、病気になるのに。なんてまじめな人なんだろう」と印象に残っていました。

その尋問を思い出し、一回り小さくなってしまった西村さんを見て、「この人たちを安心させられる判決がほしい」と涙が溢れそうになりました。

三 判決言い渡し

裁判官が入ってきました。裁判官は、いつもどおりのポーカーフェイス。旗だしの大役を担っていた私は、緊張のせいか、現実感のない夢かうつつかという心境でした。

国に損害賠償を命じ、原告の勝訴を言い渡し裁判官の声が法廷に響きます。私は、感動する間もなく、谷真介弁護士と山上修平弁護士と法廷を飛び出し、三人そろって、「勝訴」泉南アスベスト被害 国の責任を認める」という旗を出しました(写

真)。外は雨が強くなっていましたが、たくさんの方が旗出しを待っていました。

谷弁護士の「勝ちました！ 今までありがとうございます！」というあいさつを聞き、初めて「勝ったんだなあ」と実感が湧きました。

四 判決の評価

(1) 画期的判決!?

判決は、アスベスト被害について初めて国の不作為責任を認め、総額四億三五〇五万円の支払いを命じました。

判決は、昭和三四年の時点で、国にはアスベストに関する医学的・工学的な知見がほぼ集積され、昭和三五年の旧じん肺法制定時までに石綿粉じんの抑制措置を使用者に義務付けることが強く求められていたと認定しました。そして、労働大臣はその時点で局所排気装置の設置を義務付ける省令を制定せず、全国的に石綿粉じんの抑制が進まず、石綿産業の急成長の下で石綿粉じんばく露による被害の拡大を招き、労働大臣に与えられた裁量を著しく逸脱して違法状態となったと判断しました。

また、その後、昭和四七年までにはアスベスト

の発がん性についての知見もほぼ集積され、それに基づいて石綿粉じんを測定することを義務付けた特化則が制定されたが、それには報告や改善措置を義務付ける規定がなく不十分にとどまったとして、それにより被害の拡大を防止できず、これも労働大臣の与えられた裁量を逸脱しており違法だと認定しました。さらに、これらに合わせ、国は国民に対し、石綿の違法性について告知し情報を提供する義務をも怠り、これが国の違法をより強固なものにしたと認定しました。こうして、昭和三五年以降の石綿粉じんばく露者に対して、国の不作為責任を認めたのです。

そして、損害認容額については、国の責任を第二次責任として企業の責任の三分の一に限定する筑豊じん肺訴訟以降の流れを受けず、国の第一次責任を認め、全損害を賠償額として認めました。今回の判決は、「画期的」と評されることもありますが、国の責任は昔から明らかだったはずであり、すでにたくさんの方が苦しんで亡くなっているという現実を前に、むしろ当然の判決、遅すぎた判決なのかもしれません。

(2) 一部の原告を負けさせた不当性

一方で、判決は、周辺住民一名については、国の規制権限を根拠付ける法令がなく、また、石綿ばく露と健康被害についての因果関係も認められ

ないとして、また、労働者の家族一名については、石綿ばく露と健康被害についての因果関係が認められないとしてこれら二名の請求を棄却しました。さらに、労働者のうち一名については、違法と認められる昭和三五年以前の石綿ばく露しかないことを理由に、請求を棄却しました。これらは同じ石綿被害を被った被害者について、練引きをするものであって、非常に不当なものでした。

五 勝訴報告集会后、東京での行動へ

原告団・弁護団は、五月一九日、判決の言い渡しを受けたその足で東京に行き、翌二〇日から、国が控訴を断念するよう求める行動に入りました。東京でも原告の方たちは、厚労省の前で、官邸前で、議員会館前で、「被害者の声を聞いて下さい」「苦しんで死んでいった夫のことを聞いて下さい」などと訴え、「生きているうちに救済を」と力をあわせて走り続けた二週間弱でした。

六 控訴された怒りをバネに

原告の方たちの連日の訴えが聞こえていたので

しょう。長妻厚労大臣と小沢環境大臣が関係閣僚会議で「控訴を断念したい」との意見を述べたと報道されました。しかし、仙谷国家戦略大臣などの判断で、控訴期限前日の六月一日、国は控訴を決めました。

原告の佐藤美代子さんは「パパの仏壇に何て報告したらいいんですか」と涙を流しながら訴え、原告の原まゆみさんも「人間の心があるのですか」と抗議しました。原告の岡田陽子さんも「あと何人の人が亡くなったら解決してくれるのですか」と、原告の西村東子さんも「あと何日生きられるかわかりません。一日も早く解決してください」と訴えました。

六月二日、原告側も控訴をしました。泉南アスベスト国賠訴訟は、高裁でのたたかいが始まりです。原告団・弁護団は、国が控訴したことに対する怒りをバネに、すべての原告の方の生きているうちに、一日も早く解決することをめざして、これからはがんばります。



男性の著しい外貌醜状障害についての 労災補償の男女差別に違憲判決

京都 糸瀬 美保

1 二〇一〇年五月二七日、京都地方裁判所は、業務上災害による男性の著しい外貌醜状障害について二二級と定める労働者災害補償保険法施行規則別表第一「障害等級表」を違憲と判断し、原告に対する労働基準監督署長の障害補償給付の支給に関する処分を取り消した。外貌醜状について男女差を設けている「障害等級表」に対する初めての違憲判決である。

そして六月二日、国の控訴断念を受けて本判決は確定した。予想に反して、地裁段階で違憲判決が確定することとなった。

2 本件の原告男性は、一九九五年、勤務先での金属の溶解作業中に高温（二〇〇℃以上）の溶解炉から溶けた銅類が吹き上がり、大火傷を負うという労災事故に遭った。

原告は、二〇〇四年二月までの約一〇年間に一六回におよぶ手術を受けたが、右頬及び顎、頸の広範囲並びに胸部全域、腹部のほぼ全域、上肢、下肢に瘢痕及び瘢痕拘縮による著しい醜状が残った。

処分は、原告の上肢及び下肢の醜状障害と露出面以外の醜状障害について準用第一二級とし、これと外貌の著しい醜状障害（第一二級の二三）を併合して第一二級と認定し、給付基礎日額二三三日分の一時金及び二九万円の特別支給金を支給した。ところが、これが女性であれば、併合五級

の認定を受け、給付基礎日額一八四日分の年金と二二五万円の特別支給金が補償される。

3 これは、「障害等級表」が、外貌の著しい醜状障害について、女性第七級の二二、男性第二二級の二三と規定していることによるものである。ちなみに「障害等級表」は、単なる外貌の醜状についても、女性第一二級の二四、男性第一四級の二〇と差異を設けている。

そこで、本件では、この「障害等級表」が、憲法一四条一項後段において明示的に禁止されている性別による差別的取り扱いを規定するものであるとして処分の取り消しを求めた。

「障害等級表」の沿革を見ると、その前身は昭和一年に改正された工場法の別表である。現在の「障害等級表」は、男女平等を謳った憲法の下、一九四七年九月に施行されたが、醜状に関する規定は工場法の規定と相違はなく、男女は差別されたままであった。その後、男女雇用機会均等法の制定・改正、労基法の改正などにより、労働法制の分野では女性への差別のみならず男女双方の差別禁止、男女平等の徹底強化が指向されてきたにもかかわらず、「障害等級表」は一九四七年当時のまま現在に至った。

おそらく制定時においては、「女は顔」「女は外見」という男性社会が作り上げた価値観に基づいて、女性の方を上位に格付けたのであろう。しか

しながら、性差に関する社会的評価や国際的情勢が大きく転換した現在、外貌醜状に関する「障害等級表」には何の合理性も認められないというべきである。何よりも、外貌醜状によって受ける精神的苦痛や社会生活におよぼす影響は、本来個別であり、男女という性差によって区別できるものではない。

4 被告国は、外貌の醜状障害が第三者に与える嫌悪感、本人の精神的苦痛、就労機会の制約には男女に差異があることを理由に本件差別は合理的であると主張し、その根拠として、労働力調査、化粧品などの売り上げや広告費に関する統計、交通事故の裁判例、国政調査の結果をあげた。

本判決は、国勢調査の結果を除いていずれも合理性の根拠とはならないとした。国勢調査の結果についても、外貌醜状障害について損失補償が必要である職業につき割合が男性に比べて女性の方が大きいということがいえるとはしたものの、本件の差別的取り扱いの合理性を説明するには根拠が弱いとした。また、外貌醜状障害により受ける影響について、男女間に差異があるという社会通念自体は否定しなかったものの、その根拠は必ずしも明確ではないとした。

その上で、著しい外貌醜状障害について男女の性別によって五級もの差を設けた「障害等級表」

は、合理的理由なく性別による差別的取り扱いをするものとして、憲法一四一条一項に違反すると判断した。

本判決が、障害等級の策定に厚生労働大臣の広い裁量を認めている点、根拠を示さずして外貌醜状障害により受ける影響について男女間に差異があるという社会通念を認めた点、男女に差を設けていること自体が直ちに違憲であるともいえないとした点は不満であるが（これが今後の行方に大きく影響している）、「障害等級表」が外貌醜状についてのみ性別で差別していることの不合理さを素直に認め、違憲判断を下したことは、高く評価することができる。

5 厚生労働省は、本件違憲判決の確定を受け、「障害等級表」の外貌醜状障害の等級を見直す作業を開始するとしている。

素直に考えれば、男性について規定した一二級が違憲とされたのであるから、女性について規定した七級に統一すべきである。ただ、本判決が「男女に差を設けていること自体が直ちに違憲であるともいえない」としていることをとらえて、あくまでも男女の等級に差を設ける形で著しい外貌醜状について障害等級表を改正し、単なる外貌醜状については二級の差をそのまま残すことも想定される。あるいは男女を統一するとしても、「厚生労働大臣の広い裁量」を根拠に女性の等級

を下げることによって差異をなくすることも懸念される。

しかしながら、外貌をめぐる考え方は近年特に多様化しており、職業や対人関係においては男女を問わず外貌が重要な意味を持つとすれば、外貌醜状障害の等級について男女に差異を設けるべきではないし、女性について規定した七級の等級を引き下げるなどをもってのほかである。「障害等級表」を改正するにあたっては、慎重な議論が求められる。

6 ところで現在、厚生労働省は、原告に対して新しく策定する障害等級表に基づいて処分を行うことを検討している。しかしながら、そのような適及適用を認めるとすれば、現在の「障害等級表」に基づいてなされてきたすべての処分を見直さなければならなくなる。

本判決によって原処分は遡及的に効力を失っている。とすれば、処分時における「障害等級表」に基づいて判断するよりほかなく、その際、違憲であると判断された一二級を適用することは許されない以上、女性について定めた七級を適用するのが当然である。

少なくとも原告については、現在の「障害等級表」に基づいて併合五級を認定し、速やかに障害補償給付をなすよう、今後も交渉を継続していかねばならない。

東京地裁、原告らの請求を棄却

チチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件

東京 三坂 彰彦

一 遺棄化学兵器問題とチチハル事件

第二次世界大戦中、日本は国際法に違反する化学兵器(毒ガス)を国内で製造したうえ、中国に持ち込んで実戦使用し、敗戦時には化学兵器の持ち込みや使用を隠蔽するため各部隊に遺棄・隠匿を命じた。この結果、中国国内には日本軍が遺棄した大量の化学兵器(日本政府によれば四〇万発)が遺され、戦後になっても多くの被害が生み出されてきた。これが遺棄化学兵器問題である。

二〇〇三年八月四日には、中国の東北部に位置する黒竜江省チチハル市内のマンション地下駐車場の工事現場である地中から、旧日本軍が遺棄した毒ガス剤入り容器(ドラム缶)五本が発掘され、これにより子ども五名を含めた四三名が傷害を負い、一名が死亡するというチチハル旧日本軍遺棄毒ガス事件が発生した(以下、「本件」という)。

一一 提訴から判決までの経過

本件に取り組むことになった日本の弁護士団は、当初、日本政府に対し医療と生活保障の制度創設を求める要請に取り組んだが、政府の対応がないまま時効期間経過が見込まれたため、二〇〇七年

一月二五日に、被害者ら四三名と死亡した二名の被害者の遺族五名の合計四八名が原告となり、日本国を被告として国家賠償請求の訴訟を起こすに至った。

原告ら代理人は、日本国の法的責任の主要な根拠として以下のような主張をした。

すなわち、日本の戦時中の毒ガス兵器遺棄行為については、国家無答責の原則により国が法的責任を負うことはないとしても、日本(旧日本軍)が戦時中に毒ガス剤入り容器を中国国内に遺棄するという行為をし(先行行為)、毒ガス事故発生の危険性を生じさせている(結果発生の危険性)以上、遺棄した毒ガスの発掘などによる事故の発生を予見できる(予見可能性)かぎり、事故発生を防止する結果回避義務があり、結果回避が不可能でないかぎり(結果回避可能性)、先行行為に基づく作為義務違反があり、法的責任を免れない(国家賠償法一条)。

とりわけ本件は、時期的に化学兵器禁止条約が発効し、日中間でこれに基づく覚書も締結された一九九九年以降に起きた事件であり、しかも、場所的にもチチハルという日本の関東軍化学兵器部隊である五一六部隊の化学兵器実験・演習の拠点の中の関東軍軍施設付近で発生したものととして、事件の予見可能性も結果回避可能性も認めら

れやすい事案であったから、なおさらである。

三 東京地裁判決

二〇一〇年五月二十四日、東京地方裁判所民事一部は、原告らの請求を棄却する判決を言い渡した。

裁判所は、本件の原因となった毒ガス剤入り容



チチハルで発見された毒ガス剤入り容器

器が旧日本軍によって遺棄されたものであることを明確に認定し（先行行為）、これがソ連軍等により遺棄されたものであるなどとした被告国の主張を排斥した。また、本件毒ガスが発見された現場付近は、戦中、日本軍が管理していたチチハル飛行場の近くにあり、関東軍化学部（五二六部隊）の弾薬庫であったことを明確に認め、さらに、原告らが受けた被害が甚大であり、いまなお重篤な後遺症に苦しんでいる事実も明確に認定した。

こうした事実認定の上で、判決は、「被告……においては、本件事故が発生した……二〇〇三年八月までには、チチハル市内における旧日本軍駐屯地やその軍事関連施設付近に存在する毒ガス兵器が、付近住民と接触することにより、付近住民の生命・身体に危害を及ぼすことを予見することは可能であったと認めることができる」として、本件事故の起きた「チチハル市内」の「旧日本軍軍事関連施設付近」という相当具体的なレベルにおいて毒ガス兵器による被害発生についての予見可能性をも肯定した。

しかしながら本判決は、旧日本軍によって遺棄・隠匿された化学兵器は大量かつ広範囲におよぶところ、中国国内の遺棄された可能性のある地域すべてを本件事故時までに調査することは極めて困難であったし、かといって、本件現場付近の

探索を他の地域に優先すべきであったと認めることもできないとして、結局、本件現場付近における被告国の結果防止の作為義務を否定し、このことを理由として国の法的責任を否定した。

しかし、結果発生の具体的な予見可能性があると判断される場合には、結果回避可能性が否定される特別な事情のある場合以外は作為義務違反が認められるべきであり、予見可能性を認めながら結果防止の作為義務を否定するというのは法的にも常識的にも極めて理解し難い判決である。

判決は、「遺棄された可能性のある地域すべてを本件事故時までに調査することは極めて困難」であり、「本件現場付近」を「優先すべき」ともいえない本件については結果回避義務は認められないとするが、そもそも政府は、中国では被害防止のための積極的調査を何ら行っていないに等しい。さらに判決は、予見可能な場合に、情報収集、毒ガス兵器の探索・発見、無害化処理という結果回避義務があるとしたうえで、本件でそうした（高度の）義務を果たすことは困難だったとするが、結果回避は情報収集をして場所を特定しこれを中国政府に情報提供するというより簡易な方法によっても可能であったはずである。

このように、自ら遺棄してきたことの明らかな毒ガス兵器の積極的調査を怠ってきた国を免責す

ることは、法の拠って立つ正義・公平の理念に反するものである。

四 やつぱりに

判決後、弁護団は訪中して原告の方たちに判決

を報告し、判決に対し控訴すること、判決が毒ガ
ス事故発生の予見可能性を認めた点なども材料
に、従来から継続してきた日本政府に対する医療
と生活の保障を内容とした被害救済制度の制定を
求める取り組みを継続していくことを再確認し
た。

判決は敗訴だったが、被害事実がなくなること
はなく、今後、新たな毒ガス被害の起きる危険性
もそのままである。
今後とも控訴審と制度創設を求める取り組みを
継続していく。

騒音被害を認め、国と広島市に賠償命令

— 広島・国道二号线公害訴訟 —

広島 山田 延廣



一 はじめに

広島地方裁判所は、二〇一〇年五月二〇日、
被告である国と広島市に対し、受忍限度を超え
る騒音被害を受けていることを理由に、原告ら
三六名に合計約二〇〇〇万円の損害賠償を支払
うよう命じる判決を下した。

損害賠償の対象は、夜間屋内騒音値が四五d
b(デシベル 等価騒音レベル)を超える者ら
と、昼間屋外騒音値が六五dbを超える者らで
ある。

二 広島・国道二線騒音公害訴訟とは

この訴訟は、国道二号線のうち、広島市西区庚

午から中区平野町を中心とする沿線の居住者・自
営業者または勤務者らが、高架橋工事の差止め、
公害を生じさせる態様の差止め及びこの公害によ
る損害賠償を求めた事件である。

この地域住民らは、国道二号线からの騒音、排
気ガス及び振動などにより、日々の健康や勤務・
暮らしにおいてさまざまな被害を受けていた。と
ころが、広島市と国土交通省広島国道事務所は、

一九九八年、いったん、中止していた高架道路を四・二キロメートル延伸する工事を再開した。

この高架道路が延伸されると、今、以上の道路公害を受けるため、住民ら一五一名が二〇〇二（平成一四）年八月一三日に、本件訴訟を広島地方裁判所に提起したものである。

三二 本件訴訟の困難さと意義

本件訴訟の訴訟提起時、一五一名いた原告は、公害の中で生活することに耐えきれないとして住み慣れた住居を捨てて転居したり、高齢化により施設に入所したり、死亡するなどしたため、結審当時は七七名に減少してしまった。

残された原告らは、高齢化による活動の制約、緊迫した財政と多額の鑑定費用の負担などの幾多の困難とたたかしながら、各自が法廷において道路公害の深刻さを訴えてきた。

被告らは、受忍限度を新環境基準（昼間七〇d b、夜間六五d b）とするよう主張したり、危険への接近法理、騒音測定における反射音や除外音を考慮するべきだと主張するなど徹底的に抗戦してきた。

私たち弁護士は、少なくともこれまで四三号公害訴訟などで勝ち得てきた判断基準を維持したう

え、これを超えてWHOのガイドライン（四〇d b）を受忍限度とするよう努力してきた。

今回の判決は、供用差止めは認めなかったものの、前記騒音基準を超える者に対しては損害賠償を認めており、環境基準が改悪された中で、これまでの道路公害の判例の判断基準は維持している。また、広島市は、この訴訟提起後、高架道路の建設を新観音橋までの二・一キロメートルまで中断を決定した。原告らがたたかった成果である。

ろう。

広島市という大都市でも道路公害が存在し、それに対してたたかっている人々がいることを世に知らしめた意義も大きいと考えている。

今後は、控訴審が開始される。今後ともご支援をお願いします。



▼七月号に六月のことを書くのは気が引けるが、誘いを受けてサイパンに行ってきた（先月号の表紙写真はそのときのもの）。

バブル崩壊後はJALも飛ばず、デルタとアジアナ便のみ。空港近くの「JALストリート」の表示板が空しい。▼旅の目的はここで斃れた将兵・一般人の慰霊祭への参加。一九四四年夏、日本軍四万五千人は四倍近い兵力の米軍を相手に四万三千人が玉碎し、邦人一万三千人が犠牲となった。▼後に「バンザイクリフ」と呼ばれるマツピ

から婦女子が投身自決する悲劇も生まれた。

そこには再び戦争を起しませんとという誓いの碑が戦友・労組・諸団体の名で立っている。▼青く澄んだ鏡面のような静かな海を見下ろすとき、ここに空母一五隻を含む五三五隻もの米艦船が殺到したなど信じ難い。▼無理を言って日本軍の野戦病院跡の岩山にも案内してもらった。あれから六六年も経った今も、穴だらけの錆びたヘルメットや病院用の白いアルマイト製の洗面器や便器が兵士たちの無念な思いや悲痛な叫びとともにそのまま残っている。やがてまた、敗戦六五年目の夏がやってくる。

（宮本 智）